

平成23年度老人保健福祉関係予算（案）の概要

— 老 健 局 —

(22年度予算額) (23年度予算(案))
老人保健福祉関係予算 2兆1,966億円 → 2兆2,956億円

*
老健局計上経費 1兆7,785億円 → 1兆8,424億円

*他局計上分（2号保険料国庫負担金等）を除いた額である。

【主要事項】

I 地域包括ケアの推進

63億円

(1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の推進（新規）

27億円

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる社会の構築のため、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを実施する（60箇所）。

また、デイサービス利用者等の緊急・短期間の宿泊等のニーズへの対応や課題等について調査研究を行う。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施（新規）

9億円

特別養護老人ホーム、障害者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の各都道府県における養成を支援する。

(3) 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進

27億円

- ① 市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人）の養成を支援するなど、地域における市民後見活動の仕組みづくりの推進を図る。
- ② 地域包括支援センター等に認知症コーディネーターを配置し医療と介護サービス等の連携を強化するとともに、認知症ケアの支援体制を構築するための事業を実施し、市町村圏域等における認知症施策を更に推進する。

Ⅱ 安定的な介護保険制度の運営

2兆2,679億円

(1) 介護給付に対する国の負担等 2兆2,002億円

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付等の実施に必要な額を確保する。

○ 介護給付費負担金 1兆3,694億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金 3,847億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

○ 2号保険料国庫負担金 4,461億円

(2) 地域支援事業の着実な実施 677億円

要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、介護給付等費用適正化事業等を行う。

Ⅲ 地域における介護基盤の整備

63億円

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

の交付

50億円

地域における介護基盤の整備のため、都市型軽費老人ホーム等の整備に係る費用を支援する。

なお、介護基盤の緊急整備等については、各都道府県に基金の設置（平成21年度第一次補正予算等）を行い、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の整備やスプリンクラー整備等に対する支援を実施している。（4ページ【参考】の2を参照）

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付

13億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るために必要な設備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

Ⅳ その他主要事項

- 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援（新規） 0.8億円
福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する（10件の機器を目処）。
- 介護報酬改定等に伴うシステム改修経費（新規） 30億円
平成24年度介護報酬改定等に伴う保険者（市町村等）システム、都道府県システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」のプログラム修正等を支援する。
- 介護保険総合データベース構築等事業（新規） 0.4億円
介護保険サービスの利用状況データ等の分析を行い、介護保険制度の運営等に資するためのデータベースを構築する。

- 介護給付適正化推進特別事業（新規） 0.9億円
都道府県及び保険者等が行う介護給付費適正化関連事業の一層の推進を図る。
- 低所得者への配慮 13億円
 - ① 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業の実施率を向上し、より一層の事業の推進を図るとともに、
 - ② 同事業において従来軽減の対象とされなかった生活保護受給者に係るユニット型特養の居住費相当の自己負担額についても軽減の対象とするなどの低所得者への配慮を行う。
- 訪問看護の充実 2億円
小規模訪問看護事業所の経営の安定化を図るため、請求事務や相談業務の共同化等を行う訪問看護支援事業を引き続き実施し、在宅療養の充実を図る。
- 第24回全国健康福祉祭くまもと大会事業費 0.9億円

【参考】 平成21年一次補正予算、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費及び平成22年度補正予算の概要

1 介護職員の処遇改善

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度補正予算（3,975億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。（1人当たり月額平均1.5万円相当の助成。平成23年度まで）

2 介護基盤の緊急整備等

平成21年度補正予算（3,294億円）及び平成22年度予備費（137億円）、平成22年度補正予算（502億円）により、都道府県に基金を設置し、介護施設の整備等に係る以下の事業を実施。（平成23年度まで）

（1）介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、基金の設置等により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。（平成21年度一次補正予算・平成22年度補正予算（助成単価の増））

(2) 施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。
また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。(平成21年度一次補正予算)

(3) スプリンクラー等の整備

消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。(平成21年度一次補正予算)

また、認知症高齢者グループホーム等に対するスプリンクラー設置や自動火災報知設備等の設置に対する助成を行い、小規模福祉施設の防火安全対策の促進を図る。

(平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費)

(4) 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等

認知症高齢者グループホームの防災対策上必要な改修等を支援するとともに、特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修を支援する。(平成22年度補正予算)

(5) 地域の日常的な支え合い活動の体制づくり

NPO法人、福祉サービス事業者等の協働による、見守り活動チームや生活・介護支援サポーター等の人材育成、家族介護者支援、地域資源を活用した徘徊SOS等のネットワークの整備等に対する助成を行う。(平成22年度補正予算)

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

(1) 現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業の内数〕。(平成21年度一次補正予算)

(2) 地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業の内数〕。(平成21年度一次補正予算)